

危険な空き家の解体工事費の補助

倒壊または建築材などの飛散の恐れのある空き家の解体工事を行う場合に、費用の補助を実施しています。

空き家解体工事費補助

工事着工前に申請し、町による現地調査・交付決定を受けてください。

■ **対 象** 次の要件全てに当てはまること。

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ① 阿久比町内に存在する空き家 | ⑤ 個人が所有する空き家 |
| ② 木造の空き家 | ⑥ 所有権以外の権利が設定されていない空き家 |
| ③ 床面積の2分の1以上が住宅 | ⑦ 特定空家などの勧告を受けていない空き家 |
| ④ 不良住宅(住宅地区改良法第2条第4項の規定による) | ⑧ 類似の補助金の交付を受けていない空き家 |
- であり、町による実地調査の結果、評点が100点以上

■ **補助額** 補助対象工事に要する経費の5分の4の額または20万円のいずれか少ない額

■ **注意事項** 空き家の敷地に固定資産税、都市計画税の住宅用地特例が適用されている場合は、本来よりも税額が軽減されています。空き家を取り壊して更地にすると、住宅用地特例の適用が外れ、本来の税額に戻り、固定資産税や都市計画税が高くなる場合があります。

■ **補助要件** 令和8年1月30日(金)までに完了できる工事(遅くとも、令和7年11月14日(金)までに、不良住宅判定申請書を提出してください)

■ **申し込み・問い合わせ先** まちづくり推進課建築公園係 ☎(48) 1111 (内1213)

建物や敷地の緑化に関する費用の補助を実施

町内の民有地の建物や敷地の緑化を進めるために、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置の費用の補助を実施しています。

都市緑化推進事業補助

工事着工前に申請し、町の交付決定を受けてください。

※ 9月30日(火)までに申請してください。また、令和8年3月13日(金)までに実績報告書の提出が見込めない事業については交付決定できません。

■ **補助の要件**

(屋上・壁面・空地・駐車場緑化)

緑化面積が50平方メートル以上であること。ただし、以下の要件のうち、いずれかの要件を満たすこと。

- ① 道路から眺望できること
- ② 不特定の人が立ち入って見ることができること
- ③ 管理者などの了解のもと、必要に応じて立ち入って見ることができること

(生垣設置)

生垣の延長が15メートル以上であること。ただし、以下の要件のうち、いずれかの要件を満たすこと。

- ① 生垣の接道延長が設置した生垣の全体延長の60%以上であること
- ② 生垣の高さが、中高木については、1.0メートル以上、低木については、0.5メートル以上であること
- ③ 樹木の数量が、延長1.0メートルあたり2本以上であること
- ④ 樹木は、とげのない、土地と生垣に適した樹種とすること

■ **補助金交付限度額**

(屋上・壁面緑化) 緑化面積×30,000円/平方メートル

(空地緑化) 緑化面積×15,000円/平方メートル

(駐車場緑化) 緑化面積×20,000円/平方メートル

(生垣設置) 生垣の延長×5,000円/平方メートル

※ 補助金額は、補助金交付限度額として計算された額のうち、交付対象経費の2分の1以下で、10万円以上500万円以下が対象です。1,000円未満の端数は切り捨てます。

※ 申請内容により、満額支払いできない場合があります。

■ **申込期限** 9月30日(火)

※ 補助金交付申請から交付決定までに日数を要します。(予定数に達し次第、締め切ります)

■ **申し込み・問い合わせ先** まちづくり推進課建築公園係 ☎(48) 1111 (内1213)